

公益財団法人えひめ産業振興財団賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）定款第37条第3項の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、財団が行う事業の趣旨及び目的に賛同する法人、個人又は団体とする。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとする者は、賛助会員入会申込書（別記様式）を公益財団法人えひめ産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 法人又は団体は、事業所単位で入会することができる。

(会費)

第4条 賛助会費は、毎事業年度1口20,000円とし、賛助会員は、1口以上納入するものとする。

2 既納の賛助会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(会費の用途)

第5条 第4条の賛助会費は、すべて公益目的事業の財源とする。

(会員の退会)

第6条 賛助会員は、何時でも賛助会員退会届を理事長に提出することにより退会することができる。

2 正当な理由がなく賛助会費を2年以上納入しない賛助会員は、退会したものとみなす。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、解散前の財団法人愛媛県産業情報センターの賛助会員であった者は、この規程による賛助会員とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人えひめ産業振興財団の移行登記の日（平成24年4月1日から施行する。）

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。